

議案第 60 号

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 鴨川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例

鴨川市手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号及び第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ並びに第 63 条第 3 項第 6 号及び第 7 号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の項中「57,000 円」を「58,000 円」に改め、同表浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可申請手数料の項中「3,000 円」を「5,000 円」に改め、同表租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 41 条各号又は第 42 条第 1 項に規定する個人の new 築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査の項中「600 円」を「1,300 円」に改め、同表土地台帳の閲覧の項及び家屋台帳の閲覧の項を削り、同表に次のように加える。

航空写真の写しの交付	1 枚につき 600 円
重ね図（地番図及び航空写真）の写しの交付	1 枚につき 600 円

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。